

ふれあいアート BOX 協賛規約

第1章 総則

(目的及び用途)

- 第1条 1. 本規約は、一般社団法人愛知県知的障害児者生活サポート協会（以下「本法人」という）が運営するふれあいアート BOX の活動への協賛に関する事項を定めることを目的とし、本法人と、ふれあいアート BOX の活動に協賛する企業（以下「協賛企業」という）との間に適用されるものとします。
2. 協賛企業は、本法人・ふれあいアート BOX 公式 Web サイトにて企業バナーの掲載や、ふれあいアート展及び本法人主催イベントでのご紹介、希望作品のデータ活用（名刺やノベルティ等）、作品のレンタル等をご利用いただけることとします。

第2章 協賛企業資格

(協賛企業)

- 第2条 協賛企業とは、本規約を承諾のうえ、入会申込と協賛金の入金を行い、本法人が承認した者を行います。

(入会申込)

- 第3条 1. 協賛を希望する企業は本法人の公式 Web サイトお問合せフォームに必要事項を入力し、本法人事務局宛に送信して申請を行うものとします。
2. 申し込みに対して本法人事務局が内容確認の上受諾連絡を行い、協賛金をご入金いただくものとします。
3. 入金が確認された時点で、申込者と本法人との間でふれあいアート BOX の活動への協賛に関する契約が成立し、申込者に対して協賛企業としての資格が付与されるものとします。

(協賛金および支払い方法)

- 第4条 1. 協賛企業は、協賛金として12万円を本法人の指定する口座にお支払いいただきます。
2. お支払いいただいた協賛金は、返金しないものとします。
3. ご入金以降の協賛金につきましては、ご協力いただける協賛企業のみ、毎年一口5万円の寄付をご案内します。寄付の口数に関する制限は設けず、お支払いいただいた寄付金は、返金しないものとします。
4. 寄付がない場合でも、お申し出がない限り協賛資格は自動で継続されます。協賛金および寄付金は、ふれあいアート BOX の運営並びに、愛知県在住の障がいのあるアーティストの活動支援といった社会貢献活動等に使用させていただきます。

(有効期間)

- 第5条 協賛企業の資格の有効期間は、4月1日を起点とし翌年3月31日までとし、本法人が協賛企業

の承諾の連絡をした日から3月31日までとします。以後第7条による退会申し出または第8条による協賛資格の取消しが無い限り、自動的に更新されるものとします。

(協賛資格の喪失)

- 第6条 1. 協賛企業は、以下の項目の一つでも該当する場合は、その資格を喪失します。
- (1) 第7条の退会規定により退会した場合
 - (2) 第8条の規定により取消しした場合
 - (3) 本法人が解散した場合
2. 本法人は、第1項に該当する協賛企業に対して、すでに受領した協賛金や寄付金等の払い戻し等はおこないません。

(退会)

- 第7条 1. 協賛企業は、本法人事務局にお申し出いただくことで、任意にいつでも退会することができます。
2. 退会后、協賛中に使用していた作品等の使用は一切禁止とし、保有データの削除をお願いいたします。但し、すでに第三者へ配布等された販促物等の回収の義務を負わないものとします。

(協賛資格の取消し)

- 第8条 1. 協賛企業が本規約に違反した場合および、ふれあいアートBOXの信用等を害する事情が認められたときは、理事会の議を経て協賛企業に通知することにより、協賛資格を取消しできるものとします。
2. 取消し後、協賛中に使用していた作品等の使用は一切禁止とし、保有データの削除をお願いいたします。但し、すでに第三者へ配布等された販促物等の回収の義務を負わないものとします。

(変更の届出)

- 第9条 協賛企業は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく文書または電子メールにより本法人事務局まで変更の届出をするものとします。

(資格の譲渡)

- 第10条 協賛企業は、協賛資格を第三者に譲渡することはできないものとします。ただし、本法人が承諾した場合はこの限りではありません。

第3章 会員の権利と義務

(会員の権利および内容)

- 第11条 1. 本法人は、本規約に基づき、協賛企業に対し、ふれあいアートBOXの掲載作品データをご提供します。

(名刺等への作品使用をご希望の場合は、本法人の担当窓口まで、作品と使用用途についてお知らせください。内容を確認し、3 営業日以内に希望作品のデータをメールにて提供いたします。使用用途によっては、お断りする場合がございますのでご了承ください。)

2. 作品の購入をご希望の場合は、アーティストのご希望に則ってご対応いたしますので、ご期待にお応えできない場合がございます。
3. 作品等の二次利用（転用）は禁止いたします。
4. 掲載作品の著作権は、作成したアーティストに帰属いたします。

(協賛企業名等の利用承諾)

第 12 条 本法人は、協賛企業の会社名またはロゴマークを、ふれあいアート BOX の活動における告知チラシ、公式 Web サイト等に掲載することができるものとし、協賛企業は協賛金のお振込み時点でこれに同意したものとします。

第4章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第 13 条 本法人は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除できるものとします。本規約を変更、追加または削除する場合、本法人は事前に協賛企業に変更内容および変更後の規約の適用開始日を通知するものとし、当該適用開始日より変更後の規約が適用されるものとします。

附則

本規約は、令和 4 年 4 月 1 日より実施します。

*ふれあいアート BOX は、「あいち」の企業・人による「あいち」のアーティストのサポート事業です。ふれあいアート BOX は、知的障がいや発達障がいのある方のアート作品を公式 Web サイトに登録・公開することで、ノベルティ商品のデザイン画やパンフレット等に使用したい方、また、作品を購入したい方とアーティストとの仲介役となることを目的としています。そして、ふれあいアート BOX の登録者からアートを通して就労するアート雇用を広めたいという思いで活動しています。